

基本仕様書

1. 業務委託名

令和6年度（2024年度）ECサイトにおける生産者の個別支援事業

2. 業務の目的

物価高騰や、資材高騰による収益率の低迷に苦しむ生産者に対して、所得拡大対策として参入を促してきたECサイト（通信販売）において、更なる収益拡大を図ることを目的として、売れるための見せ方などについて専門家による個別サポートを行い支援する。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月7日（金）まで

4. 業務内容

（1）個別支援の実施

EC販売を行う生産者（事業者）や、これからECへの参入を目指す生産者（事業者）を訪問し、個別支援を実施することで、生産者（事業者）の所得向上、EC販売での販路の確立を目指す。なお、実施にあたっては、他との差別化（ブランディング）を行い、生産者（事業者）の課題解決のサポートを行う。

ア 事業説明会の開催

- ・本事業の説明会を開催すること
- ・説明会への参加事業者の募集を行うこと

イ 対象者の選定

- ・個別支援を希望する生産者（事業者）の募集を行うこと
- ・個別支援の対象者の選定は市と協議のうえ決定すること
- ・10～20件程度の生産者（事業者）を想定
- ・個別支援の対象とする生産者（事業者）は熊本連携中枢都市圏（※）を中心とした市町村とする。

※熊本連携中枢都市圏とは、熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

ウ 個別支援の実施内容

- ・生産者（事業者）を訪問し、販売額増につながる支援について積極的に提案すること

- ・商品写真の撮影、梱包、商品設計、商品タイトル、商品説明等、E C販売に必要なアドバイスを実施すること
- ・既に EC 販売を行っている生産者（事業者）については、売上が増加するような支援を実施すること
- ・その他、個別の課題解決に関する支援を実施すること

エ 個別相談窓口の設置

- ・個別相談ができる窓口を設置すること
- ・相談には随時受付を行い、丁寧にサポートすること

オ 個別支援を実施した生産者（事業者）へのアンケート調査

- ・個別相談を実施した生産者（事業者）にアンケート調査を実施すること

（２）事業成果検証について

事業の効果を図る目標値等を設定し、事業成果検証の方法について提案すること。（EC 新規参入事業者数、販売額等）

（３）業務完了報告書の作成

個別サポート終了後、生産者（事業者）へのアンケート結果まとめ、事業者毎の売上額、注文数、サイトアクセス数、サポート前とサポート後の成果、個別相談件数、本事業の実施内容を記載した業務完了報告書を作成し、提出すること。

（４）その他

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案上限額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

5. 事業成果検証及び実績報告書等

本事業成果を検証し、事業実施に係る報告書の作成を行うこと。

（１）納品期限

令和 7 年（2025 年）3 月 7 日（金）

（２）納品場所

熊本市農水局農政部 農業政策課農水ブランド戦略室

（３）成果品

ア 業務完了報告書（紙 5 部）

イ 以下のデータが保存されたメディア一式（CD-R、USB など）

- ・業務完了報告書
- ・画像データ（サポートの様子、成果等）

ウ 成果品の提出期限

令和7年（2025年）3月7日（金）

6. 著作権に係る留意事項

- （1）本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- （2）本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

7. 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応し、事故・トラブル等が発生した場合は、すみやかに本市に報告すること。

8. 個人情報取り扱い特記事項

- （1）個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- （2）受託者は、事業上知りえた情報を事業終了後利用してはならない。

9. その他

- （1）本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様書を作成し決定する。
- （2）受託者は、本業務において知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。
- （3）本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- （4）業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議及び打ち合わせを行うこと。
- （5）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。